

全銀協TIBORの算出・公表業務の委託に関する指針

(平成26年4月1日制定)

(目的)

第1条 本指針は、一般社団法人全銀協TIBOR運営機関（以下「運営機関」という。）における全銀協TIBORの算出・公表の信頼性・透明性確保のために、全銀協TIBORの算出・公表に関する業務を第三者に委託するに当たり、運営機関が当該第三者（以下「受託者」という。）を適切に監督するため、受託者が遵守すべき事項等に関する指針を定める。

(受託者における受託業務の適切な遂行)

第2条 受託者は、全銀協TIBORの算出・公表について運営機関から委託された業務（以下「受託業務」という。）を、委託者と受託者間で締結される契約（以下「受託契約」という。）にもとづき、適切に実施する。

(受託者における社内管理態勢の整備)

第3条 受託者は、受託業務を遂行するに当たり、レート不正操作等の全銀協TIBORの公正さを歪める行為が行われないために、適切な管理態勢を整備しなければならない。特に、受託者において全銀協TIBORの算出・公表に関し、利益相反が生じる場合にあっては、運営機関と協議のうえ、利益相反の適切な管理態勢を整備するものとする。

(運営機関に対する業務報告)

第4条 受託者は、運営機関からの求めに応じ、受託業務の執行態勢および執行状況について報告を行う。また、運営機関から追加的な照会・調査（運営機関による往訪によるものを含む。）の依頼を行う場合には、これに協力するものとする。

(関係書類の保存)

第5条 受託者は、その受託業務の内容に応じ、次に掲げる内容の記録を保持する場合には、これを原則5年間保存しなければならない。

一 リファレンス・バンクからのレート呈示内容および公表レートの算出に係る記録

（レート呈示を行った、リファレンス・バンクのレート呈示担当者、レート呈示責任者等を特定する記録を含む。）

二 受託者においてレートの算出・公表に関与する者が特定可能な記録

三 全銀協TIBORの算出に用いられた全てのデータ

- 2 前項に定める記録等は、第2条に規定する受託契約が失効して、受託者でなくなったときも、引き続きこれを保存する又は運営機関にこれを引き渡す等の方法により、受託者でなくなっても5年が経過するまでは、運営機関および関係当局がその内容を確認できるように適切な措置を講じるものとする。

(受託者の職員の禁止事項)

第6条 受託者および受託者において全銀協TIBORの算出・公表に関与する職員（以下「受託者等」という。）は、公表前の全銀協TIBORのレートを含む、業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。受託契約の失効および受託者の内部においてその任を解かれた後も同様とする。

- 2 受託者等は、受託業務に関して知りえた情報を利用して、自己または第三者の利益を図ってはならない。

(指針の改正)

第7条 本指針の改廃は運営機関の理事会において行う。

- 2 本指針の改正に当たっては、事前に運営機関の全銀協TIBOR監視委員会がその適切性を確認する。

附 則

本指針は、平成26年4月1日から実施する。